

経済産業省

平成12・09・28資第8号
平成12年10月2日制定
平成12・11・21産第8号
平成12年12月25日一部改正
平成16・02・25資第19号
平成16年2月27日一部改正
平成16・09・24総第2号
平成16年10月1日一部改正
平成16・11・05資第2号
平成17年1月5日一部改正
平成24・03・29資第4号
平成24年4月2日一部改正
20140131資第7号
平成26年2月12日一部改正

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について

経済産業大臣 平沼 赳夫

ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「法」という。）及びガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和46年通商産業省令第27号。以下「用品省令」という。）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

I. ガス事業関係

第1 申請に対する処分

1. 審査基準

(1) 法第3条の規定による一般ガス事業の許可

法第3条の規定による一般ガス事業の許可の基準については、法第5条に定められているとおりであるが、その審査基準は、次のとおりとする。

① 法第5条第1号関係

一般ガス事業の開始は、ガスの供給に対する要望を前提とするものでない限り認められないものとする。また、「適合」を判断する際には、供給されるガス質及び料金その他の供給条件等がガスの使用者の意向に適合するか否か、といった点も考慮するものとする。

② 法第5条第2号関係

「ガス工作物の能力」とは、ガスの供給の最大能力であり、設備能力をもって判断するものとする。「ガスの需要に応ずることができる」か否かの判断に当たっては、当面の需要のみならず、将来の需要をも考慮するものとする。

③ 法第5条第3号関係

設備の二重投資及び過剰投資を排除する趣旨で設けられている規定であり、既存の一般ガス事業者との関係においてガス工作物が著しく過剰とならないか否か、

既存の簡易ガス事業者との関係においてガス工作物が著しく過剰とならないか否か、申請に係る事業者自身においてガス工作物が著しく過剰とならないか否か、という3点から判断するものとする。

④ 法第5条第4号関係

「適確に」とは、健全な状態のままを長期的に継続できることをいうものとする。

「遂行するに足りる」の判断に当たっては、具体的な根拠を必要とする。「経理的基礎」には、当該事業の遂行のための経理面に係る事項全般を含めたものとし、設備資金、運転資金等の調達方法、借入金の返済計画等を確保するのみならず、経営の堅実性も求められる。また、「技術的能力」は、選任予定のガス主任技術者、技術スタッフの組織、その他主たる技術者の実務経験、経歴等によって判断するものとする。

⑤ 法第5条第5号関係

「計画の実施が確実であること」とは、一般ガス事業の計画が確実な資料に基づいて組み立てられていること、例えば、需要想定、供給力算定、土地取得等の確実性に加え、かかる資料に基づき組み立てられた計画それ自体の実施が確実なものと判断され得るものであることを意味する。

⑥ 法第5条第6号関係

いわゆるみなし一般ガス事業の申請に係る場合にのみ適用される基準である。

「特定ガス発生設備に代えて、これ以外のガス工作物によりすみやかにガスの供給を行なうべき確実な計画」とは、将来において、本体一般ガス事業の用に供せられる導管が当該みなし一般ガス事業の供給地点と連結される計画の確実性をいうものとする。

⑦ 法第5条第7号関係

第1号から第6号までを補完する基準であり、申請内容が公共の利益の増進に資するか否か、の判断を行うものである。例えば、同一供給区域の競願案件の処理に当たっては、本号に基づく判断がなされることとなる。

なお、本号に基づく判断に当たっては、健全な社会通念に従った「公共の利益」によることとなるが、料金水準を含めた需要家の利益、国や地方公共団体による行政との整合性等を総合的に勘案しつつ判断するものとする。

(2) 法第7条第3項の規定による事業開始の指定期間の延長

法第7条第3項の規定による事業開始の指定期間の延長の諾否に当たっては、天災等による事故の場合や、事業の許可の際には予想されなかったような景気変動、都市計画又は道路計画等の遅延等の経済的社会的事情による場合など、一般ガス事業者の責に帰すべき事由以外の正当な事由が存すると認められるか否か、という観点から判断するものとする。

(3) 法第8条第1項の規定による供給区域等の変更の許可

法第8条第1項の規定による供給区域等の変更の許可については、同条第2項において法第5条の規定を準用していることから、当該許可の基準に関しては、上記(1)を準用するものとする。

(4) 法第8条第3項の規定による増加供給区域等に係る事業開始の指定期間の延長

法第8条第3項の規定による増加供給区域等に係る事業開始の指定期間の延長については、法第7条第3項の規定を準用していることから、当該延長の基準に関しては、上記(2)を準用するものとする。

- (5) 法第10条第1項の規定による一般ガス事業の譲渡し及び譲受けの認可
法第10条第1項の規定による一般ガス事業の譲渡し及び譲受けの認可については、同条第3項において法第5条の規定を準用していることから、当該認可の基準に関しては、上記(1)を準用するものとする。
- (6) 法第10条第2項の規定による一般ガス事業者たる法人の合併及び分割の認可
法第10条第2項の規定による一般ガス事業者たる法人の合併及び分割の認可については、同条第3項において法第5条の規定を準用していることから、当該認可の基準に関しては、上記(1)を準用するものとする。
- (7) 法第17条第1項の規定による供給約款の認可又は変更の認可
法第17条第1項の規定による供給約款の認可又は変更の認可の基準については、同条第2項に定められているとおりであるが、その審査基準は次のとおりとするほか、「一般ガス供給約款料金審査要領(平成13・01・18資庁第5号)」のとおりとする。
- ① 同条第2項第1号関係
いわゆる原価主義に基づくものであることを定めたものであり、「能率的な経営の下における適正な原価」とは、一般ガス事業者としてなすべき企業努力を払った場合を前提とした原価を意味し、「適正な原価に適正な利潤を加え」とは、実績及び合理的な将来の予想等を基礎として算出した製造費、供給販売費及び一般管理費の適正な額に、事業の合理的な発展を遂げるに必要な資金を調達することができる程度の適正な支払利子及び配当をまかなうに足りるものを加えることをいう。
- ② 同条第2項第3号関係
「一般ガス事業者及びガスの使用者の責任に関する事項」とは、一般ガス事業者の供給責任、供給停止の際の免責、ガスの使用者の料金支払義務、事故の際の連絡義務その他供給約款遵守義務をいう。
「導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法」とは、内管の売渡し制度、本支管等に関する工事負担金制度をいう。
- ③ 同条第2項第4号関係
供給区域内又は供給地点のすべての需要に対して、料金、工事費のみならず、すべての供給条件について公平でなければならないことを意味する。ただし、ここでは、実質的な公平を意味し、正当な理由に基づいて、料金その他の供給条件に合理的な差別を設けることまでも否定するものではない。
- (8) 法第20条ただし書の規定による特別供給条件の認可
法第20条ただし書の規定による特別供給条件の認可に当たっては、例えば、災害を受けた地域について緊急かつ臨時的に料金を割り引く必要が生じた場合、無ガス地区に対するガスの普及のため、将来の需要を考慮して設置する本支管等について、将来その本支管等によりガスの供給を受けることとなる予定者も含めたガスの使用者から均等に工事負担金を徴収する場合、供給約款で定める熱量と異なる熱量でのガスを供給する必要がある場合、中小一般ガス事業者の場合であって、事業者の実状等により法第17条第1項の規定による料金設定以外の方法で、暫定的に熱量変更期間中の熱量変更終了地区の料金を設定する必要がある場合など、一般的な供給条件になじまない場合であるか否か、消費者利益の増進に資するか否か、一般ガス事業者の健全な発展に資するか否か、他のガス使用者への悪影響がないか否か、といった観点から判断するものとする。

(9) 法第22条第1項ただし書の規定による託送供給約款制定不要の承認

法第22条第1項ただし書の規定による託送供給約款制定不要の承認に当たっては、次に掲げる各号のいずれかに該当する者であるか否か、の観点から判断するものとする。

- 一 ガスメーターの取付数が十五万個に満たない者のうち、次のいずれかに該当する者
 - イ 自らが維持し、及び運用する導管により行う大口供給若しくは託送供給に係る需要場所ごとの契約の件数又は卸供給（他のガスを供給する事業者に対する導管による当該ガスを供給する事業者のガスを供給する事業の用に供するガスの供給（託送供給を除く。）をいう。（19）において同じ。）に係る契約の件数の合計数が三に満たない者
 - ロ 自らが維持し、及び運用する導管が、他のガスを供給する事業を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運用する導管に連結していない者
- 二 自らが維持し、及び運用する導管により供給するガスがガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号。以下「施行規則」という。）第2条の2に規定するガス以外のガスである者（ガスの熱量の変更（同一のガスグループ内の変更を除く。）が完了していない者を除く。）
- 三 ガスの熱量の変更（同一のガスグループ内の変更を除く。）が完了していない者
- 四 前三号の基準に該当せず、新たに一般ガス事業の許可を受けた当該一般ガス事業者が自ら維持し、及び運用するすべての特定導管が次のいずれにも該当する者（一般ガス事業を開始するまでの期間に限る。）
 - イ 自らの供給区域以外の地域に設置する導管の総延長（当該地域における部分に限る。）の過半が他の一般ガス事業者の供給区域以外の地域に設置されるものである場合における当該他の一般ガス事業者の供給区域以外の地域に設置される導管（当該地域における部分に限る。）
 - ロ 他のガスを供給する事業を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運用するガス供給設備（15トン/h以上の気化装置を有するガス供給設備又は天然ガス田におけるガス供給設備に限る。）に連結する導管又は当該導管に直接又は間接に連結する導管
- ハ 使用開始時からガスを供給する事業の用に供するものであって使用開始後5年を経過していない導管

(10) 法第22条第3項ただし書の規定による特別供給条件の承認

法第22条第3項ただし書の規定による特別供給条件の承認に当たっては、例えば、天災地変等により災害を受けた地域におけるガスを供給する事業に係る場合、緊急的若しくは一時的なガスを供給する事業に係る場合、託送供給約款において想定されているガスを供給する事業と比べて、負荷率、倍率が著しく低いガスを供給する事業若しくは需要量が著しく大きなガスを供給する事業に係る場合など、一般的な供給条件になじまない場合、又は一般的な供給条件による供給が不適当なものとして次のいずれにも該当する特定導管（使用開始時からガスを供給する事業の用に供するものであって使用開始後五年を経過していないものに限る。）による託送供給である場合か否か、といった観点から判断するものとする。

- 一 自らの供給区域以外の地域に設置する導管の総延長（当該地域における部分に限る。）の過半が他の一般ガス事業者の供給区域以外の地域に設置されるものである場合における当該他の一般ガス事業者の供給区域以外の地域に設置される導管（当該地域における部分に限る。）

二 他のガスを供給する事業を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運用するガス供給設備（15トン/h以上の気化装置を有するガス供給設備又は天然ガス田におけるガス供給設備に限る。）に連結する導管又は当該導管に直接又は間接に連結する導管

(11) 法第37条の2の規定による簡易ガス事業の許可

法第37条の2の規定による簡易ガス事業の許可の基準については、法第37条の4に定められているとおりであるが、その審査基準は、次のとおりである。

① 法第37条の4第1号関係

簡易ガス事業の開始は、ガスの供給に対する要望を前提とするものでない限り認められないものとする。また、「適合」を判断する際には、料金その他の供給条件等がガスの使用者の意向に適合するか否か、といった点も考慮するものとする。

② 法第37条の4第2号関係

「特定ガス発生設備の能力」とは、ガスの供給の最大能力をいうものとする。「ガスの需要に応ずることができる」か、否かの判断に当たっては、当面の需要のみならず、将来の需要をも考慮するものとする。

③ 法第37条の4第3号関係

「一般ガス事業者の供給区域内における簡易ガス事業許可等申請審査要領（12資公部第334号）」によることとする。

④ 法第37条の4第4号関係

「一般ガス事業者の供給区域内における簡易ガス事業許可等申請審査要領（12資公部第334号）」によることとする。

⑤ 法第37条の4第5号関係

「適確に」とは、健全な状態のままを長期的に継続できることをいうものとする。「遂行するに足りる」の判断に当たっては、具体的な根拠を必要とする。「経理的基礎」には、当該事業の遂行のための経理面に係る事項全般を含めたものとし、設備資金、運転資金等の調達方法、借入金の返済計画等を確保するのみならず、経営の堅実性も求められる。また、「技術的能力」は、選任予定のガス主任技術者、技術スタッフの組織、その他主たる技術者の実務経験、経歴等によって判断するものとする。

⑥ 法第37条の4第6号関係

「適合しないものでないこと」とは、ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成12年通商産業省令第111号）及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示（平成12年通商産業省告示第355号）に規定されている内容（ただし簡易ガス事業に係るものに限る。）に適合していることをいう。

⑦ 法第37条の4第7号関係

「計画の実施が確実であること」とは、簡易ガス事業の計画が確実な資料に基づいて組み立てられていること、例えば、需要想定、供給力算定、土地取得等の確実性に加え、かかる資料に基づき組み立てられた計画それ自体の実施が確実なものと判断され得るものであることを意味する。

なお、ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第74条第2項第9号に規定されている書類により、申請に係る供給地点群について供給の相手方との間で簡易ガス供給が行われることについて了解がなされていることの確認を行うものとする。

⑧ 法第37条の4第8号関係

第1号から第7号までを補完する基準であり、申請内容が公共の利益の増進

に資するか否か、の判断を行うものである。例えば、簡易ガス事業者間の競願案件の処理に当たっては、本号に基づく判断がなされることとなる。なお、本号に基づく判断に当たっては、健全な社会通念に従った「公共の利益」によることとなるが、料金水準を含めた需要家の利益、国や地方公共団体による行政との整合性等を総合的に勘案しつつ判断するものとする。

- (1 2) 法第37条の6の2ただし書後段の規定による特別供給条件の認可
法第37条の6の2ただし書後段の規定による特別供給条件の認可については、例えば、災害を受けた地域について緊急かつ臨時的に料金を割り引く必要が生じた場合など、一般的な供給条件になじまない場合であるか否か、消費者利益の増進に資するか否か、簡易ガス事業者の健全な発展に資するか否か、他のガス使用者への悪影響がないか否か、といった観点から判断するものとする。
- (1 3) 法第37条の7第1項の規定による事業開始の指定期間の延長
法第37条の7第1項の規定による事業開始の指定期間の延長については、同項において法第7条を準用していることから、当該延長の基準に関しては上記(2)を準用することとする。
- (1 4) 法第37条の7第1項の規定による供給地点群ごとの供給地点及びその数の変更許可
法第37条の7第1項の規定による供給地点群ごとの供給地点及びその数の変更許可については、同項において法第8条を準用していることから、当該許可の基準に関しては上記(3)を準用することとする。
この場合において、(3)中「法第5条」とあるのは「法第37条の4」と、(1)とあるのは(11)と読み替えるものとする。
- (1 5) 法第37条の7第1項の規定による増加供給地点に対する事業開始の指定期間の延長
法第37条の7第1項の規定による増加供給地点に対する事業開始の指定期間の延長については、同項において法第8条を準用していることから、当該延長の基準に関しては上記(4)を準用することとする。
- (1 6) 法第37条の7第1項の規定による簡易ガス事業の譲渡し及び譲受けの認可
法第37条の7第1項の規定による簡易ガス事業の譲渡し譲受けの認可については、同項において法第10条を準用していることから、当該認可の基準に関しては上記(5)を準用することとする。
この場合において、(5)中「法第5条」とあるのは「法第37条の4」と、(1)とあるのは(11)と読み替えるものとする。
- (1 7) 法第37条の7第1項の規定による簡易ガス事業者たる法人の合併及び分割の認可
法第37条の7第1項の規定による簡易ガス事業者たる法人の合併及び分割の認可については、同項において法第10条を準用(ただし、同条中「法第5条」とあるのは「法第37条の4」に読み替えて適用)していることから、当該認可の基準に関しては上記(6)を準用することとする。
この場合において、(6)中「法第5条」とあるのは「法第37条の4」と、(1)とあるのは(11)と読み替えるものとする。

- (18) 法第37条の7第1項の規定による供給約款の認可、変更の認可
法第37条の7第1項の規定による供給約款の認可、変更の認可については、同項において法第17条を準用していることから、当該認可の基準に関しては、上記(7)を準用することとする。この場合において、「一般ガス供給約款料金審査要領(平成13・01・18資庁第5号)」とあるのは、「簡易ガス事業供給約款料金審査要領(13資電部第38号)」と読み替えるものとする。
- (19) 法第37条の8の規定による託送供給約款制定不要の承認
法第37条の8において準用する法第22条第1項ただし書の規定による託送供給約款制定不要の承認に当たっては、次に掲げる各号のいずれかに該当する者であるか否か、の観点から判断するものとする。
- 一 自らが維持し、及び運用する導管により行う大口供給若しくは託送供給に係る需要場所ごとの契約の件数又は卸供給に係る契約の件数の合計数が三に満たない者
 - 二 自らが維持し、及び運用する導管が、他のガスを供給する事業を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運用する導管に連結していない者
 - 三 前二号の基準に該当せず、自らが維持し、及び運用するすべての導管が次のいずれにも該当する者
 - イ 一般ガス事業者の供給区域以外の地域に設置される部分が総延長の過半を占める導管
 - ロ ガス供給設備(15トン/h以上の気化装置を有するガス供給設備又は天然ガス田におけるガス供給設備に限る。)に連結する導管又は当該導管に直接又は間接に連結する導管
 - ハ 使用開始時からガスを供給する事業の用に供するものであって使用開始後5年を経過していない導管
- (20) 法第37条の8の規定による特別供給条件の承認
法第37条の8において準用する法第22条第3項ただし書の規定による特別供給条件の承認に当たっては、例えば、天災地変等により災害を受けた地域におけるガスを供給する事業に係る場合、緊急的若しくは一時的なガスを供給する事業に係る場合、託送供給約款において想定されているガスを供給する事業と比べて、負荷率、倍率が著しく低いガスを供給する事業若しくは需要量が著しく大きなガスを供給する事業に係る場合など、一般的な供給条件になじまない場合、又は一般的な供給条件による供給が不適當なものとして次のいずれにも該当する特定導管(使用開始時からガスを供給する事業の用に供するものであって使用開始後5年を経過していないものに限る。)による託送供給である場合か否か、といった観点から判断するものとする。
- 一 一般ガス事業者の供給区域以外の地域に設置される部分が総延長の過半を占める導管
 - 二 ガス供給設備(15トン/h以上の気化装置を有するガス供給設備又は天然ガス田におけるガス供給設備に限る。)に連結する導管又は当該導管に直接又は間接に連結する導管

2. その他

- (1) 法第13条第1項の規定による一般ガス事業の休止又は廃止の許可については、同条第3項に許可の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

- (2) 法第13条第2項の規定による一般ガス事業者である法人の解散決議又は総社員の同意の認可については、同条第3項に許可の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。
- (3) 法第32条第3項第2号の規定によるガス主任技術者免状被交付者の認定については、同号に認定の基準が規定されており、更に具体的な認定の基準を作成することが困難であるため、審査基準は作成しない。
- (4) 法第36条の2第6項の規定による工程中検査の受検命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、審査基準は作成しない。
- (5) 法第36条の2の2第1項の規定による登録ガス工作物検査機関の登録（法第36条の19の規定による登録ガス工作物検査機関の登録の更新を含む。）については、法第36条の18第1項に登録の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。
- (6) 法第36条の2の5第1項の規定による指定試験機関の指定については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、審査基準は作成しない。
- (7) 法第37条の7第1項の規定による簡易ガス事業の休止又は廃止の許可については、同項において法第13条を準用していることから、上記（1）と同様、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。
- (8) 法第37条の7第1項の規定による簡易ガス事業者たる法人の解散決議又は総社員の同意の認可については、同項において法第13条を準用していることから、上記（2）と同様、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

第2 不利益処分

- (1) 法第9条第5項の規定によるガス工作物の変更に係る届出の内容の変更又は中止命令については、同項に処分の基準が規定されているところであり、より具体的には、一般ガス事業者がガス工作物の変更を行うことにより、当該一般ガス事業者の行う一般ガス事業の遂行に必要なガスの供給の最大能力が当面の需要のみならず、将来の需要に応ずることができるかという観点から、判断するものとする。
- (2) 法第14条第1項の規定による一般ガス事業者の事業の許可の取消しについては、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (3) 法第14条第2項の規定による一般ガス事業者の事業の許可の取消しについては、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (4) 法第15条第1項の規定による増加供給区域等の変更の許可の取消しについて

は、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

- (5) 法第15条第2項の規定による供給区域、供給地点の減少については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
 - (6) 法第17条第5項の規定による届出に係る供給約款の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
 - (7) 法第17条第10項の規定による届出に係る供給約款の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
 - (8) 法第17条第13項の規定による選択約款の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
 - (9) 法第18条第1項の規定による供給約款の変更認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、その判断に当たっては、以下の情報を勘案することとする。
 - ① 法第17条第1項の認可を受け、又は同条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた供給約款における料金について、例えば、経済産業省による定期的な評価において値上げ認可申請の必要があると評価した場合であって、一般ガス事業者が当該認可申請の準備に着手しない場合にあつては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報
 - ② 法第17条第1項の認可を受け、又は同条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた供給約款における料金について、当該料金（一般ガス事業供給約款料金算定規則（平成16年経済産業省令第16号）第12条の2の規定により同規則第12条の2第2項の規定により算定する変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第17条第1項の変更の認可を受けた場合又は同規則第16条の2の規定により同規則第16条の2第2項の規定により算定する変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第17条第4項若しくは第7項の規定により変更後の供給約款を届け出た場合にあつては、変更後の供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた供給約款で設定した料金）を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価において、一般ガス事業者の財務の状況が次のいずれかに該当すると認められることにより値下げ認可申請の必要があると評価した場合であつて、当該一般ガス事業者が当該認可申請の準備に着手しない場合にあつては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報。ただし、当該認可申請の要否を評価するに当たっては、災害その他特別の事情による純損失の有無を考慮するものとする。
- イ 小口需要部門の営業収益から営業費用を減じて得た額の当該営業収益に対する割合（以下「営業利益率」という。）の直近3年度間の平均値（法第17条第1項の変更の認可を受けた一般ガス事業者（一般ガス事業供給約款料金算定規則第12条の2の規定により同規則第12条の2第2項の規定により算定する変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第17

条第1項の変更の認可を受けた一般ガス事業者を除く。)及び法第17条第4項の規定により変更後の供給約款を届け出た一般ガス事業者(同規則第16条の2の規定により同規則第16条の2第2項の規定により算定する変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第17条第4項の規定により変更後の供給約款を届け出た一般ガス事業者を除く。)であって、変更後の供給約款の実施日が直近2年度間に属する一般ガス事業者にあつては、直近年度の営業利益率又は直近2年度間の営業利益率の平均値。ロにおいて同じ。)が全ての一般ガス事業者の直近10年度間の営業利益率の平均値を上回っており、かつ、小口需要部門の超過利潤(小口需要部門の当期純利益に支払利息等を加えること等により算定した額から料金設定時における小口需要部門の事業報酬額を差し引いた額をいう。)の累積額(法第17条第1項又は第3項の規定により供給約款で設定した料金(一般ガス事業供給約款料金算定規則第12条の2の規定により同規則第12条の2第2項の規定により算定する変動額を基に供給約款で設定した料金及び同規則第16条の2の規定により同規則第16条の2第2項の規定により算定する変動額を基に供給約款で設定した料金を除く。)の実施以降のものに限る。)が小口需要部門に係る本支管投資額(過去5年平均)又は小口需要部門の事業報酬額を超過していること。

ロ 営業利益率の直近3年度間の平均値が全ての一般ガス事業者の営業利益率の直近10年度間の平均値を上回っており、かつ、一般ガス事業部門別収支計算規則に基づいて整理された大口需要部門の営業収益から営業費用を減じて得た額が直近2年度間連続して零未満であること。

(10) 法第18条第2項の規定による供給約款の変更処分については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(11) 法第22条第4項又は第22条の2第3項の規定による託送供給約款又は託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令については、同項各号に処分の基準が規定されており、より具体的には以下のとおりとする。

① 同項第1号関係

「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするもの」の有無の判断に当たっては、例えば、ガスの成分、圧力、引受条件等の基準が一般ガス事業者自らがガスを供給する事業を行う場合に照らして著しく厳しすぎるかというような観点から判断するものとする。

② 同項第2号関係

イ 「託送供給約款により供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれ」の有無の判断に当たっては、例えば、託送供給の料金が託送供給を受けようとする者が自ら導管を敷設してガスを供給する事業を行う場合に要するコストよりも、託送供給を受けてガスを供給する事業を行う場合のコストが著しく高くなる場合等明らかに著しく高水準かというような観点や、工事に関する費用の負担の方法が明らかに非合理的であるかというような観点から判断するものとする。

ロ 一般ガス事業者(承認一般ガス事業者を除く。)においては、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、ガス事業託送供給約款料金算定

規則に基づき託送供給約款料金の改定（以下ロにおいて「料金改定」という。）の届出がなされている場合（当該翌事業年度の開始の日時点において、直近の料金改定の実施日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合。この場合において、直近の料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合を除く。）には、原則として該当しないものとする。

ハ 承認一般ガス事業者においては、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、法第22条の2第1項の規定に基づき託送供給に係る料金その他の供給条件の変更の届出により料金を引き下げる改定（以下ハにおいて「料金改定」という。）の届出がなされている場合（当該翌事業年度の開始の日時点において、直近の料金改定の実施日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合。この場合において、直近の料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合を除く。）には、原則として該当しないものとする。

- (12) 法第22条第6項又は第22条の2第4項の規定による託送供給命令については、同項に処分の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、一般ガス事業者がガスを供給する事業を営もうとする者又は営む者から託送供給の申込みを受けてから回答するまでの検討期間が正当な理由なく長期間であるような場合とする。
- (13) 法第22条の2第5項の規定による託送供給契約締結命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (14) 法第22条の4第2項の規定による禁止行為の停止又は変更命令については、同条第1項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (15) 法第22条の5第5項の規定による特定導管の設置に係る届出の内容の変更又は中止命令については、同項に処分の基準が規定されているところであり、より具体的には、「他の一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれ」の有無の判断に当たっては、法第22条の5第1項の届出を行う一般ガス事業者が、他の一般ガス事業者の供給区域において特定導管をガス導管事業の用に供することにより、当該他の一般ガス事業者が設置している既存の導管網の効率的な運営を損なわず、当該他の一般ガス事業者の供給区域内に存するガス使用者の供給条件等を悪化させる事態とならないかという観点から、①当該他の一般ガス事業者が設置している既存の導管網の余力の有無、②当該他の一般ガス事業者の導管能力の増強に係る具体的な投資計画等の有無、③ガスの熱量や物性の相違等による同一の導管での供給の困難性等を勘案しつつ判断するものとする。
- (16) 法第23条第4項の規定による大口供給に係る届出の内容の変更又は中止命

令については、同条第3項各号に処分の基準が規定されているところであり、より具体的には以下のとおりとする。

① 同条第3項第1号関係

「一般ガス事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれ」の有無の判断に当たっては、法第23条第1項の届出を行う一般ガス事業者が大口供給を行うことにより、当該一般ガス事業者の行う一般ガス事業の遂行に必要な供給ガス量不足や、供給区域外における事業収支の悪化等により経営の健全性を欠き供給区域内のガスの使用者の利益を阻害することとならないかという観点から、当該大口供給の規模、供給区域内のガス需給状況、当該大口供給に係る収支見通し等を勘案しつつ判断するものとする。

なお、当該判断に当たっては、施行規則第23条第5号により「その供給の開始の日以後三年内の日を含む毎事業年度における収支見積書」の提出を求めているところであるが、当該大口供給に係る導管費用等の増大により、供給の開始の日以後三年内の日を含む事業年度以内で当該大口供給に係る収支見込みが黒字に転換しない場合にあつては、当該大口供給に係る収支見込みが黒字に転換するまでの間の毎事業年度における収支見積書により、当該一般ガス事業者の大口需要部門収支全体に与える影響を判断するものとする。

② 同条第3項第2号関係

「他の一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれ」の有無の判断に当たっては、法第23条第1項の届出を行う一般ガス事業者が他の一般ガス事業者の供給区域内で大口供給を行うことにより、当該他の一般ガス事業者が経営効率化等の十分な経営努力を行っても当該他の一般ガス事業者の供給区域内に存するガス使用者の供給条件等を著しく変更せざるを得ない事態とならないかという観点から、当該他の一般ガス事業者の経営効率化の状況等の事業の実情、供給区域内のガス需給状況や導管敷設計画、原料調達契約等に係る費用回収の困難性等を勘案しつつ判断するものとする。

なお、導管敷設計画に関する考え方については、上記(15)に準ずるものとする。

③ 同条第3項第3号関係

「当該一般ガス事業の開始が著しく困難になるおそれ」の有無の判断に当たっては、法第23条第1項の届出を行う一般ガス事業者が他の一般ガス事業者の供給区域以外の地域であつて一般ガス事業の開始が見込まれる地域において大口供給を行うことにより、その一般ガス事業の開始が見込まれる地域における一般ガス事業の開始に支障を及ぼす事態とならないかという観点から、当該他の一般ガス事業者の事業の実情、その地域における需要構造や導管敷設計画等を勘案しつつ判断するものとする。

- (17) 法第25条の2第1項の規定による業務方法の改善命令及び同条第2項の規定による大口供給に係る改善命令については、それぞれ同条第1項及び第2項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (18) 法第27条の規定による減価償却等の命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (19) 法第28条第2項の規定によるガス工作物の修理、使用停止命令については、同項の規定に基づき、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」及び「ガス

工作物の技術上の基準の細目を定める告示」を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、「ガス工作物技術基準の解釈例」の該当部分のとおりである場合には、同項の規定によるガス工作物の使用停止命令等が発動されないものとする。

- (20) 法第28条第3項の規定によるガス工作物の移転、使用停止等については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (21) 法第30条第3項の規定による保安規程の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (22) 法第33条の規定によるガス主任技術者免状の返納命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (23) 法第36条の規定によるガス主任技術者の解任命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (24) 法第36条の2第5項の規定による工事計画の廃止命令等については、同項の規定に基づき、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」及び「ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示」を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、「ガス工作物技術基準の解釈例」の該当部分のとおりである場合には、同項の規定による工事計画の廃止命令等が発動されないものとする。
- (25) 法第36条の9の規定による指定試験機関に対する役員解任命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (26) 法第36条の12の規定による指定試験機関に対する適合命令等については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (27) 法第36条の13の規定による指定試験機関の指定の取消し等については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (28) 法第36条の24の規定による登録ガス工作物検査機関に対する適合命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (29) 法第36条の25の規定による登録ガス工作物検査機関に対する改善命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (30) 法第36条の26の規定による登録ガス工作物検査機関の登録の取消しにつ

いては、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

- (31) 法第37条の7第1項の規定によるガス工作物の変更に係る届出の内容の変更又は中止命令については、同項において準用する第9条第5項に処分の基準が規定されているところであり、より具体的には以下のとおりとする。
- ① 簡易ガス事業者がガス工作物の変更を行うことにより、当該簡易ガス事業者の行う簡易ガス事業の遂行に必要なガスの供給の最大能力が当面の需要のみならず、将来の需要に応ずることができるかという観点から、判断するものとする。
 - ② 変更するガス工作物の技術基準への適合性については、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」及び「ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示」を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、「ガス工作物技術基準の解釈例」の該当部分のとおりである場合には、同項の規定によるガス工作物の変更命令等は発動されないものとする。
- (32) 法第37条の7第1項の規定による簡易ガス事業の許可の取消しについては、同項において準用する第14条第1項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (33) 法第37条の7第1項の規定による簡易ガス事業の許可の取消しについては、同項において準用する第14条第2項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (34) 法第37条の7第1項の規定による増加供給地点に係る許可の取消しについては、同項において準用する法第15条第1項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (35) 法第37条の7第1項の規定による供給地点の減少については、同項において準用する法第15条第2項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (36) 法第37条の7第1項の規定による届出に係る供給約款の変更命令については、同項において準用する法第17条第5項又は第10項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (37) 法第37条の7第1項の規定による選択約款の変更命令については、同項において準用する法第17条第13項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (38) 法第37条の7第1項の規定による供給約款の変更認可の申請命令については、同項において準用する法第18条第1項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (39) 法第37条の7第1項の規定による簡易ガス事業者の供給約款の変更処分については、同項において準用する法第18条第2項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成

しない。

- (40) 法第37条の7第1項の規定による業務方法の改善命令及び同条第2項の規定による特定ガス大口供給に係る改善命令については、同項において準用する法第25条の2に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (41) 法第37条の7第1項の規定によるガス工作物の修理、使用停止命令については、同項において準用する第28条第2項の規定に基づき、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」及び「ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示」を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、「ガス工作物技術基準の解釈例」の該当部分のとおりである場合には、同項の規定によるガス工作物の使用停止命令等が発動されないものとする。
- (42) 法第37条の7第1項の規定によるガス工作物の移転、使用停止等については、同項において準用する第28条第3項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (43) 法第37条の7第1項の規定によるガス主任技術者の解任命令については、同項において準用する第36条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (44) 法第37条の7第3項の規定による保安規程の変更命令については、同項において準用する第30条第3項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (45) 法第37条の7の2第5項の規定による特定導管の設置に係る届出の内容の変更又は中止命令については、同項に処分の基準が規定されているところであり、より具体的には、「一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれ」の有無の判断に当たっては、法第37条の7の2第1項の届出を行う一般ガス事業者以外の者が、一般ガス事業者の供給区域において特定導管をガス導管事業の用に供することにより、当該一般ガス事業者が設置している既存の導管網の効率的な運営を損なわず、当該一般ガス事業者の供給区域内に存するガス使用者の供給条件等を悪化させる事態とならないかという観点から、①当該一般ガス事業者が設置している既存の導管網の余力の有無、②当該一般ガス事業者の導管能力の増強に係る具体的な投資計画等の有無、③ガスの熱量や物性の相違等による同一の導管での供給の困難性等を勘案しつつ判断するものとする。
- (46) 法第37条の7の3第4項の規定による大口供給に係る届出の内容の変更又は中止命令については、同条第3項各号に処分の基準が規定されており、より具体的には次のとおりとする。
- ① 同条第3項第1号関係
「当該一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれ」の有無の判断に当たっては、法第37条の7の3第1項の届出を行うガス導管事業者が一般ガス事業者の供給区域内で大口供給を行うことにより、当該一般ガス事業者が経営効率化等の十分な経営努力を行っても当該一般ガス事業者の供給区域内に存するガス使用者の供給条件等を著しく変更せざるを得ない

事態とならないかという観点から、当該一般ガス事業者の経営効率化の状況等の事業の実情、供給区域内のガス需給状況や導管敷設計画、原料調達契約等に係る費用回収の困難性等を勘案しつつ判断するものとする。

なお、導管敷設計画に関する考え方については、上記（４５）に準ずるものとする。

② 同条第３項第２号関係

「当該一般ガス事業の開始が著しく困難になるおそれ」の有無の判断に当たっては、法第３７条の７の３第１項の届出を行うガス導管事業者が一般ガス事業者の供給区域以外の地域であって一般ガス事業の開始が見込まれる地域において大口供給を行うことにより、その一般ガス事業の開始が見込まれる地域における一般ガス事業の開始に支障を及ぼす事態とならないかという観点から、当該他の一般ガス事業者の事業の実情、その地域における需要構造や導管敷設計画等を勘案しつつ判断するものとする。

- (４７) 法第３７条の８の規定による託送供給約款又は託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令については、同条において第２２条第４項又は第２２条の２第３項を準用していることから、具体的な処分の基準については、上記（１１）を準用することとする。この場合において、（１１）中「一般ガス事業者」とあるのは「ガス導管事業者」と、「承認一般ガス事業者」とあるのは「承認ガス導管事業者」と読み替えるものとする。
- (４８) 法第３７条の８の規定による託送供給命令については、同条において第２２条第６項又は第２２条の２第４項を準用していることから、具体的な処分の基準については、上記（１２）を準用することとする。この場合において、（１２）中「一般ガス事業者」とあるのは「ガス導管事業者」と読み替えるものとする。
- (４９) 法第３７条の８の規定による託送供給契約締結命令については、同条において準用する第２２条の２第５項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (５０) 法第３７条の８の規定による禁止行為の停止又は変更命令については、同条において準用する第２２条の４第１項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (５１) 法第３７条の８の規定による業務方法の改善命令については、同条において準用する第２５条の２第１項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (５２) 法第３７条の８の規定によるガス工作物の修理、使用停止命令については、同条において準用する第２８条第２項の規定に基づき、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」及び「ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示」を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、「ガス工作物技術基準の解釈例」の該当部分のとおりである場合には、同項の規定によるガス工作物の使用停止命令等が発動されないものとする。
- (５３) 法第３７条の８の規定によるガス工作物の移転、使用停止等については、同条において準用する第２８条第３項に処分の基準が規定されており、更に具体

的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

- (54) 法第37条の8の規定による保安規程の変更命令については、同条において準用する第30条第3項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (55) 法第37条の8の規定によるガス主任技術者の解任命令については、同条において準用する第36条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (56) 法第37条の8の規定による工事計画の廃止命令等については、同条において準用する法第36条の2第5項の規定に基づき、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」及び「ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示」を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、「ガス工作物技術基準の解釈例」の該当部分のとおりである場合には、同項の規定による工事計画の廃止命令等が発動されないものとする。
- (57) 法第37条の9第2項の規定による大口供給に係る届出の内容の変更又は中止命令については、同項において法第37条の7の3第4項を準用していることから、具体的な処分の基準に関しては、上記(46)を準用することとする。
- (58) 法第37条の10の規定による業務方法の改善命令については、同条において準用する第25条の2第1項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (59) 法第37条の10の規定によるガス工作物の修理、使用停止命令については、同条において準用する第28条第2項の規定に基づき、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」及び「ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示」を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、「ガス工作物技術基準の解釈例」の該当部分のとおりである場合には、同項の規定によるガス工作物の使用停止命令等が発動されないものとする。
- (60) 法第37条の10の規定によるガス工作物の移転、使用停止等については、同条において準用する第28条第3項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (61) 法第37条の10の規定による保安規程の変更命令については、同条において準用する第30条第3項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (62) 法第37条の10の規定によるガス主任技術者の解任命令については、同条において準用する第36条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (63) 法第37条の10の規定による工事計画の廃止命令等については、同条において準用する法第36条の2第5項の規定に基づき、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」及び「ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示」を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、「ガス工作物技術基準の解

積例」の該当部分のとおりである場合には、同項の規定による工事計画の廃止命令等が発動されないものとする。

- (64) 法第38条第2項の規定によるガス工作物の修理、使用停止命令については、同条において準用する第28条第2項の規定に基づき、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」及び「ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示」を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、「ガス工作物技術基準の解釈例」の該当部分のとおりである場合には、同項の規定によるガス工作物の使用停止命令等が発動されないものとする。
- (65) 法第38条第2項の規定によるガス主任技術者の解任命令については、同条において準用する第36条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (66) 法第38条第2項の規定による工事計画の廃止命令等については、同条において準用する法第36条の2第5項の規定に基づき、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」及び「ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示」を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、「ガス工作物技術基準の解釈例」の該当部分のとおりである場合には、同項の規定による工事計画の廃止命令等が発動されないものとする。
- (67) 法第40条の3による消費機器の基準適合命令については、同条の規定に基づき施行規則第108条を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、「ガス消費機器技術基準の解釈例」の該当部分のとおりである場合には、同項の規定による基準適合命令が発動されないものとする。
- (68) 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成15年法律第92号。以下「改正法」という。）附則第7条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第2条の規定による改正前のガス事業法第22条第2項（第37条の11第2項において準用する場合を含む。）の規定による卸供給条件の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (69) 改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて準用される改正法第2条の規定による改正後のガス事業法第22条第4項の規定による託送供給約款の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、より具体的には以下のとおりとする。
- ① 同項第1号関係
「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするもの」の有無の判断に当たっては、例えば、ガスの成分、圧力、引受条件等の基準が一般ガス事業者自らがガスを供給する事業を行う場合に照らして著しく厳しすぎるかというような観点から判断するものとする。
 - ② 同項第2号関係
「託送供給約款により供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれ」の有無の判断に当たっては、例えば、託送供給の料金が託送供給を受けようとする者が自ら導管を敷設してガスを供給する事業を行う場合に要するコストよりも、託送供給を受けてガスを供給する事業を行う場合のコストが著しく高くなる場合等明らかに著しく高水準かというような観点

や、工事に関する費用の負担の方法が明らかに非合理的であるかというような観点から判断するものとする。

II. ガス用品関係

第1 申請に対する処分

1. 審査基準

(1) 法第39条の3第2項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供するガス用品の販売等の承認

法第39条の3第2項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供するガス用品の販売等の承認の基準は、当該ガス用品が、大学、研究所等における実験用その他特定の需要家による特定の方法等での使用のために国内で販売され、一般消費者による使用のために販売されるものではないこととする。

(2) 法第39条の10第1項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供するガス用品の製造又は輸入の承認

法第39条の10第1項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供するガス用品の製造又は輸入の承認については、上記(1)の基準を準用する。

(3) 用品省令別表第3の規定による略称又は記号の承認

用品省令別表第3の規定による略称又は記号の承認に係る基準は、承認の申請に係る略称又は記号が、他の製造事業者、輸入事業者、国内登録ガス用品検査機関若しくは外国登録ガス用品検査機関の氏名若しくは名称又は既に同表の規定によりなされた承認に係る略称若しくは記号（ガス用品の検定等に関する省令の一部を改正する省令（平成12年通商産業省令第202号）による改正前のガス用品の検定等に関する省令（昭和46年通商産業省令第27号）別表第2又は別表第11の規定によりなされた承認に係るものを含む。）と同一のものでないこととする。

2. 標準処理期間

標準処理期間は、次のとおりとする。

処 分 名	標準処理期間
法第39条の3第2項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供するガス用品の販売等の承認	2週間
法第39条の10第1項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供するガス用品の製造又は輸入の承認	2週間
法第39条の11第1項の規定による国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の登録	12週間（ただし、海外における実地調査に係る日数を除く。）
用品省令別表第3の規定による略称又は記号の承認	2週間

3. その他

法第39条の11第1項の規定による国内登録ガス用品検査機関及び外国登録ガス用品検査機関の登録（法第39条の14の4で準用する法第36条の19の規定によ

る国内登録ガス用品検査機関及び外国登録ガス用品検査機関の登録の更新を含む。)については、法第39条の14の3第1項に登録の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

第2 不利益処分 of 基準

- (1) 法第39条の13の規定による届出事業者への改善命令
法第39条の13の規定による届出事業者への改善命令については、同条に該当していることを処分の基準とする。
- (2) 法第39条の14の規定によるガス用品への表示の禁止
法第39条の14の規定によるガス用品への表示の禁止については、同条各号のいずれかに該当していることを処分の基準とする。
- (3) 法第39条の15第2項において準用する法第36条の24の規定による国内登録ガス用品検査機関への適合命令
法第39条の15第2項において準用する法第36条の24の規定による国内登録ガス用品検査機関への適合命令については、同条に該当していることを処分の基準とする。
- (4) 法第39条の15第2項において準用する法第36条の25の規定による国内登録ガス用品検査機関への改善命令（法第51条の2第1項の申請があった場合に同条第2項の規定により行う場合を含む。）
法第39条の15第2項において準用する法第36条の25の規定による国内登録ガス用品検査機関への改善命令については、同条に処分の基準が定められているが、法第39条の15第1項中「正当な理由」とは、天災により設備が破損していること、所定の検査料金の支払いがないこと等をいい、同条第2項において準用する法第36条の20第2項中「公正に」とは、検査の料金、検査の順序等について不当な差別的取扱いがないこと等をいう。
- (5) 法第39条の15第2項において準用する法第36条の26の規定による国内登録ガス用品検査機関の登録の取消し等
法第39条の15第2項において準用する法第36条の26の規定による国内登録ガス用品検査機関の登録の取消し等については、同条各号のいずれかに該当していることを処分の基準とする。
なお、同条第2号中、第36条の20の規定については、上記(4)の解釈を準用する。
- (6) 法第39条の17の規定による外国登録ガス用品検査機関の登録の取消し
法第39条の17の規定による外国登録ガス用品検査機関の登録の取消しについては、同条第1項各号のいずれかに該当していることを処分の基準とする。
なお、同条第1項第2号中、第36条の20の規定については、上記(4)の解釈を準用する。
- (7) 法第39条の18の規定による災害防止命令
法第39条の18の規定による災害防止命令については、同条に処分の規定が定められているが、「当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認められる」場合とは、例えば、技術基準に適合しないガス用品が販売されること等に

より、当該ガス用品の製造工程の改善を命ずること等ではそのような事故が不特定多数の者について発生することを防止できず、当該製品の回収を命ずること等の対応が必要であると認められる場合をいう。

(8) 法第47条の2第1項の規定によるガス用品の提出

法第47条の2第1項の規定によるガス用品の提出については、同項に処分の基準が定められているが、「その所在の場所において検査をさせることが著しく困難である」とは、その場所に検査設備がない場合、検査に長時間を必要とする場合、検査設備が大規模又は精密なものであるためその場所に搬入することが困難である場合等をいう。

附 則（平成12年10月2日付け平成12・09・28資第8号）

本審査基準等は、平成12年10月1日から適用する。

なお、本審査基準等の施行に伴い、平成11年11月19日付け平成11・11・17資第1号「ガス事業法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について」は廃止する。

附 則（平成16年2月27日付け平成16・02・25資第19号）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成16年3月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第一条中I. 第1 1. (21)及びI. 第2 (50)の改正規定 公布の日

(2) 第二条の規定 平成16年4月1日

（経過措置）

第2条 第2条の規定による改正後のI. 第1 1. (19)に掲げるもののほか、平成19年4月1日までの間は、法第37条の8において準用する法第22条第1項ただし書の規定による託送供給約款制定不要の承認に当たっては、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成15年法律第92号）第二条の規定の施行の際現にガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）又は電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）の規定に基づき、会計の整理を行っている者以外の者であるか否か、の観点から判断するものとする。

（ガス用品の技術上の基準等に関する省令に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等についての廃止）

第3条 ガス用品の技術上の基準等に関する省令に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・11・21産第9号）は廃止する。

附 則（平成16年10月1日付け平成16・09・24総第2号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規程の施行前にされた申請に対する処分に係る標準処理期間は、なお従前の例による。

（訓令の一部改正）

第4条 次の各号に掲げる訓令の一部を当該各号に掲げる別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則（平成17年1月5日付け平成16・11・05資第2号）

この訓令は、平成17年1月6日から施行する。

附 則（平成24年4月2日付け平成24・03・29資第4号）
この訓令は、平成24年4月2日から施行する。

附 則（平成26年2月12日付け20140131資第7号）
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。